

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨届出があった。

平成24年8月14日

盛岡広域振興局長 菊池正佳

## 1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) アクロスプラザ盛南 盛岡市盛岡南新都市土地区画整理事業地内306街区1-2画地
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称 大和情報サービス株式会社
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
  - ア 株式会社ジョイス
  - イ 株式会社サンドラッグ
  - ウ 株式会社セリア
  - エ ハミューレ株式会社
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成25年4月1日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 4,412平方メートル
- (6) 駐車場の収容台数及び自動車の出入口の数
  - ア 収容台数 241台
  - イ 出入口 5か所
- (7) 駐輪場の収容台数 129台
- (8) 荷さばき施設の面積 258平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量 72立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - ア 株式会社ジョイス
    - (ア) 開店時刻 午前9時（年間150日は午前7時）
    - (イ) 閉店時刻 午前0時
  - イ 株式会社サンドラッグ
    - (ア) 開店時刻 午前9時
    - (イ) 閉店時刻 午後11時
  - ウ 株式会社セリア
    - (ア) 開店時刻 午前10時
    - (イ) 閉店時刻 午後8時
  - エ ハミューレ株式会社
    - (ア) 開店時刻 午前9時
    - (イ) 閉店時刻 午後9時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午前0時30分まで（年間150日は午前6時30分から午前0時30分まで）
- (12) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

2 届出年月日 平成24年7月31日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所